

## 情報通信分野における特許の活用 —ライセンスして市場をリードする—

プラズマパネルに関する特許侵害紛争は記憶に新しいが、近年企業間での特許侵害紛争が頻発している。しかし、プラズマパネルに関する特許出願動向を分析すると分かるように、他社から特許のライセンスを得ない限り、どの企業も製品の出荷は難しい。つまり、情報通信や電機・電子といった産業分野では他社との協調が必要となっているのである。そこで本稿では、他社との協調を目的とした国際標準化活動やパテントプールについて解説し、さらにこの分野の産業における特許の活用戦略について考察する。

他社との協調を実現する方法としては、公的な機関による国際標準化活動が従来から行われているが、有志企業が任意で進めるフォーラム活動も活発化している。この場合、特許が関係する技術に関しては、特許権者は非差別的なライセンスを提供することとなる。さらに、MPEG、DVD などのように、関係する特許権者を集めて、ライセンス事務を統一的に取り扱うための「パテントプール」が形成される場合もある。

国際標準化活動やパテントプールでは、特許は独占権としては行使されない。しかし、他社へのライセンスを認めることによって、特許権者は短期的には経済的な利益を、長期的には市場動向を左右できるという戦略的な利益を得ることができる。また、国際標準化活動やパテントプールについては、2005年6月に公正取引委員会が発表した「標準化活動とパテントプールに関するガイドライン」によると、価格協定等が付随しなければ問題とされないとの見解が示されてもいる。

したがって、各企業は保有する特許をライセンス権として活用するとともに、いっそう特許の取得に努めるべきである。国際化活動にあたっては、単に参加しているだけでは不十分であり、自社の技術や特許が標準の中に組み込まれるように積極的に働きかける必要がある。また、国際標準化活動では、技術の優劣を判断するというよりも、政治的な交渉が重要になる。各企業においては、社員の交渉力を高める教育機会を増やすとともに、交渉力に富んだ社員を活動に参加させるなどの対策が必要である。さらに、政府の知的財産推進計画においても「特許を活用する」という視点をいっそう強化すべきである。

# 情報通信分野における特許の活用

—ライセンスして市場をリードする—

山田 肇  
客員研究官

## 1 特許侵害紛争の頻発

政府は2003年から知的財産推進計画を推進している。この計画は「知的財産を有効に活用して国富を増大させるためには、研究開発部門やコンテンツの制作現場において質の高い知的財産を生み出し、それを迅速に権利として保護し、そして産業界においてその付加価値を最大化させていくことが求められる」との考え方に基づいている<sup>1)</sup>。この知的財産計画は知的財産の創造、保護、活用の重要性を説いているが、本稿は活用に関わるものである。

知的財産計画が始まって以来、知的財産権、特に特許の保護に対する意識が強まっていく。日経四紙で調べると「特許侵害」に関わる記事数は03年までは年間100件前後で推移していた。これが04年には205件と倍増し、特許侵害紛争が頻発する状況となっている。

同時に興味深い現象が見られる。「クロスライセンス（相互実施許諾）」をキーワードとする記事数も04年に64件と、それまでに比べて倍増したことである。大画面薄型テレビとして市場を拡大しているプラズマパネルの場合、04年4月に富士通が韓国サムソンを特許侵害で提訴。直ちにサムソンが富士通を逆提訴。それが6月には和解し、クロスライセンス契約が締結された。11月には松下電器産業が韓国LG電子を特許侵害で提訴。LG電子は韓国で松下を提訴して対抗。これも05年4月にクロスライセンスで決着した。

特許侵害を理由にした提訴は、権利者による独占的な実施という特許制度の根幹に基づくものである。しかしプラズマパネルではその権利は追求されず、相互にライセンスしあうことで早期の決着が図られた。情報通信、電機・電子

といった産業分野では、特許は独占的に実施されるよりも他社へライセンスされることが多い<sup>2)</sup>。実際、クロスライセンスの記事にはステッパー（半導体製造装置）、フラッシュメモリ、CPU、光ディスク、青色LED、プラズマパネル、デジタルカメラと、この産業分野の製品名が並ぶ。それはどうしてなのか。

公正取引委員会は05年6月末に、「標準化活動とパテントプールに関するガイドライン」を発表した<sup>3)</sup>。販売価格等の取決め、競合規格の排除、規格の範囲の不当な拡張などに結びつかない限り、独占禁止法上、標準化活動は直ちに問題となるものではないと、それには書かれている。なぜ公正取引委員会は、この時期にガイドラインを発表したのだろうか。

## 2 アンチコモنزの悲劇

研究開発の成果は企業内に蓄積されていく。成果物は企業内に秘匿されるノウハウと、社外に露出する論文や特許に二分される。図表1で下は「技術領域」面を示し、各社の技術のうち、論文や特許は饅頭の皮のような位置にあるように描かれている。この

研究開発成果から新製品が生まれる。それが上の「製品領域」面に書いてある。各社の新製品は企業が蓄積した技術を反映するものになるはずである。

消費者がもっとも選択する製品を提供した企業に利益がもたらされる。市場で評価をされなければ

蓄積した技術は無駄になる。A社の製品がヒットすれば、A社が蓄積した技術には価値が生まれる。これに対して、敗者となったB社は三つの問題を抱えることになる。ひとつは蓄積した技術が有効に活用されないこと。第二は、市場の要求に応じるために追加的な

研究開発を必要とすること。第三に、A社に類似した技術の後追い開発を強いられるがA社の特許は迂回しなければならないこと。独占権としての特許はこうしてA社を守る。

A社とB社は、図表1では、互いにまったく重複しないように研究開発を進めていることになっている。これは現実的ではない。どの企業も市場の動向に注意している。また、製品のモジュール化が進んでいけばモジュール間を接続していくために同じ技術を使用する必要がある。こうして研究開発のターゲットも重複するようになる。

改めて、この状況を書いたのが

図表2である。この図表でA、B、C三社のノウハウには領域的に重複がある。各社それぞれ独自に研究開発を進めたが、偶然に同じノウハウを発見し、蓄積した結果である。三社が出願する特許は個別に審査され、権利に重複は許されないので各社の特許は技術領域上での位置が分かれている。論文も新規性が問われるので同様に図表2上で位置が分かれている。

このような状況下で、新製品を作るのにA、B、C三社の技術が全部必要になったとしよう。一社でも特許を独占的に実施したいと言い出せば蓄積した技術全部が無駄になる。これを「アンチコモنزの悲劇」と呼ぶ。共有地を勝手に

に利用しすぎた結果、収穫が失われることを経済学で「コモنزの悲劇」という。これに対してアンチコモنزの悲劇は、ひとつの私有地に対して多くの者が権利を主張した結果、そこが利用できなくなってしまう状況である。

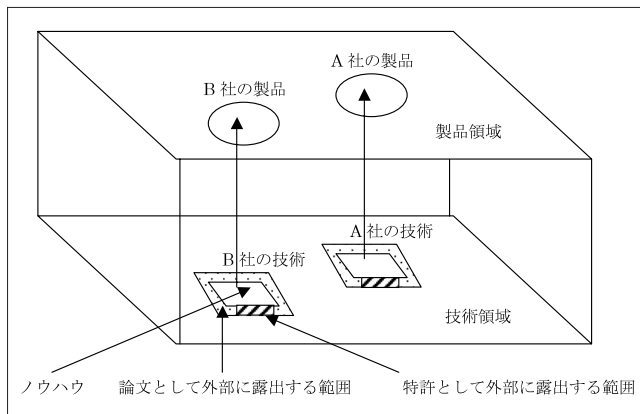
特許庁は05年3月にプラズマパネルに関する特許出願動向の調査報告書を発表した<sup>4)</sup>。プラズマパネルに関する特許庁への出願は、出願人国籍で分類した場合、日本と韓国が二分しているという。1998年と99年が出願の第一次ピークで、この時期に日本は約700件を、韓国は約400件を出願した。その後02年から再び増加に転じ「当面は日本国籍出願人と韓国籍出願人との激しいつばぜり合いが続くことが予想される」という。出願競争が続くと、自社の特許だけで製品を作ることは、どんどんむずかしくなっていく。

まもなくデジタルテレビ放送を携帯電話で見られるようになる。そこには映像符号化技術としてITU-Tで国際標準化されたH.264が用いられる。ITU-Tでこれに関係する特許の権利者から申し出を受け付けたところ、169件の申し出があった。

プレイヤーやディスクなどDVD関連製品を製造するためには、各社特許のライセンスを受ける必要がある。ライセンスの一括処理のために、DVD6C ライセンシング・エージェンシ（以下、DVD6C）と呼ばれるパテントプールが組織されている（「4. パテントプール」で詳しく説明する）。参加企業は東芝、日立、松下電器産業、三菱電機、タイム・ワーナー、ビクター、IBM、三洋電機、シャープの9社。DVD6Cには760件の特許が集められている。

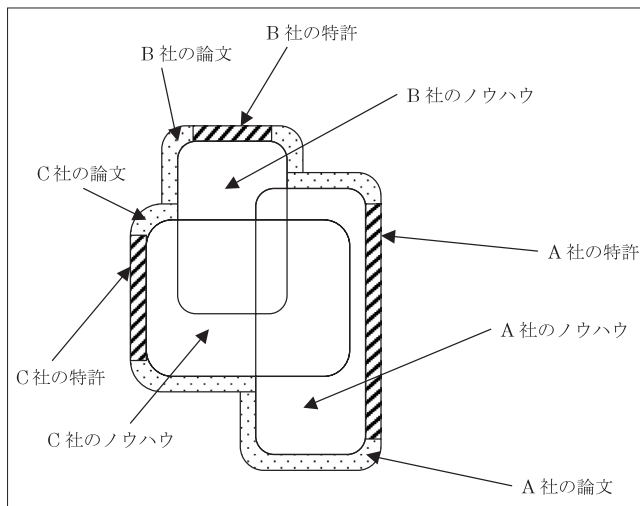
情報通信分野では世界規模で多くの企業が並行的に研究開発を進めている。研究テーマは重複しているので、同レベルの研究者によ

図表1 技術領域と製品領域での各社の相対的な位置 (模式図)



著者作成

図表2 類似する研究開発を各社が実施した場合の技術領域における関係 (模式図)



著者作成



って発明がなされる結果、多数の企業によって多数の特許が分割して保有される。しかも多くの特許を使用した多くの部品やサブシステムを統合したものが製品・サービスになるという特徴がある。この

結果、アンチコモنزズの悲劇の状況が生まれやすい。

アンチコモنزズの悲劇を解消するためには特許を相互にライセンスするしかない。独占権としての特許という制度の根幹は、こうし

て否定されるようになる。国際標準化活動もパテントプールもアンチコモنزズの悲劇の解消を目的とした活動であって、後述するように特許のライセンスが活動の前提となっている。

### 3 国際標準化活動と特許

国際標準化活動には、政府が関与する公的な活動と、企業が自主的に進めるフォーラム活動の二種類がある。前者の代表例はISO、IEC、ITUである。一方、フォーラム活動は先進国企業が有志を募って進める任意の活動である。いずれの場合も標準の決定には民主的なプロセスが取られ、誰でもが活用できるように成果は公開される。

DVDの国際標準化はDVDフォーラムが推進してきた。無線LANはIEEEの中にある802委員会が担当している。インターネットの国際標準化はIETFが責任を持っている。情報通信分野に限っても、図表3に列挙されるフォーラムが存在する。いかにこの分野での活動が活発かわかるだろう。

公的標準化活動もフォーラムも、自らが定める標準に特許が関係した場合の取り扱いについて規定を持っている。どの団体も規定はほぼ同一である。アメリカのANSIが85年に最初に定め、その後、ITUで継続的に検討してきた規定が模倣されているのである。

この規定は、要約すると図表4のようなものである。標準に特許が関係した場合には、特許権者は非差別的にライセンスする。そこには独占権はない。実はそれどこ

図表3 情報通信分野のフォーラム活動一覧

1394TA	ADSL	AIM	AMIC	ASN.1
ATMF	BCDF	Bluetooth	Cable Modems	CBOP
CDG	CIDf	CELF	CommerceNet	CTFJ
DECT Forum	DHF	DHWG	DOPG	DSLIF
ECHONET	ECOM	EDIFICE	EIDX	EJF
ELC	EMA	EMF	ENUM、ERTICO	FCIA
FIPA	FSAN	GGF	GlobalPlatform	GSA
GSM Association	H2GF	HAVi	HomePNA	ICANN
IDB Forum	IDF	IMTC	IPv6	IrDA
ISC	ISOC	ITS America	ITS Forum	ITS UK
JPNIC ENUM	JICSAP	JIF、JIPPA	LAP	LONMARK
M4IF	MBA	MCPC	MEF	MeT
MITF	MOPASS	MPLS Forum	MSF	OASIS
OGC	OIF	OMA	OMG	OSDL
OSGi	PCCA	PCISIG	PCMCIA	PHS MoU
PICMG	POF	RPRA	Salutation	SCA
SDR	SSIPG	STA	T-E	TMForum
TOG	TVAnytime Forum	UbiqNet	UMTS	UpnP
USBIF	W3C、Web 3D	WfMC	WiMAX	WiMedia
WS-I	ZigBee			

(社)情報通信技術委員会調べ

図表4 国際標準化団体における特許の取り扱いに関する典型的な規定

- 標準案に関連する特許の有無を活動への参加企業に照会し、特許権者が「無償で非差別的な実施許諾」、あるいは「有償で合理的な条件での非差別的な実施許諾」を宣言した場合には標準と認める。
- 特許権者が「それ以外の条件を付加して宣言した場合」には標準化を断念する

著者作成

ろではない。「保有している特許をすべて非差別的にライセンスする」と国際標準化団体を通じて表明している企業すらあるのだ。

ITUの内部組織で有線通信の標準化を担当しているITU-Tは、特許権者による宣言をデータベースとして公開している<sup>5)</sup>。2005年

8月10日現在、「無償で非差別的な実施許諾」の宣言が95件、「有償で合理的な条件での非差別的な実施許諾」が1,308件となっている。また「保有している特許をすべて非差別的にライセンスする」との宣言は26社から提出されている。

## 4 パテントプール

ひとつの国際標準に何社もの特許が関係するという事態が起こる。この標準を製品に組み込むようにする企業はすべての特許権者からライセンスを受ける必要がある。この手続きを簡略化し、すべての特許権者の合計として合理的なロイヤルティを設定するために、特許権者がグループを作ることがある。これがパテントプールである。

4 - 1

### MPEG2

しばしば例示されるのが、映像符号化標準の MPEG2 に関するものである。97年、コロンビア大学、富士通、ゼネラル・インスツルメント、ルーセント、松下電器産業、三菱電機、フィリップス、サイエンティフィック・アトランタ、ソニーの各社が MPEG2 のパテントプールを形成した。関係する特許は独立した代理人にゆだねられた。代理人はライセンスの事務を実行し、ロイヤルティを徴収する。ロイヤルティはパテントプールに参加した企業に配分される。

このパテントプールは、組織化の前に、反トラスト法（アメリカの独占禁止法）に違反しないことについて連邦政府に確認を求めた。これに対して司法省は、必須特許だけを非差別的にライセンスし、かつ価格協定等が存在しない限り、このパテントプールは反トラスト法に違反しないとの確認文

書を出した。こうして、パテントプールという形式が司法省に公認された。

4 - 2

### DVD

DVD は DVD フォーラムで国際標準化された。この DVD に関して、99年に設立されたパテントプールが DVD6C である。DVD6C はロイヤルティに関する基本的な情報を公開している。たとえば DVD ビデオプレイヤーの場合、純販売額の 4% か 3 ドル（いずれも一台あたり）のいずれか高いほうの金額を支払う。また DVD ビデオディスク一枚につき 45 セントの支払いが求められる。

この DVD6C の管理する特許以外に、フィリップス、パイオニア、ソニーの所有する必須特許がある。この三社は DVD3C というパテントプールを形成している。後発企業が DVD 市場に参入しようとする、二つのパテントプールから許諾を受ける必要がある。一方、DVD6C 参加企業と DVD3C 参加企業は相互にライセンスして、市場参入を認め合っている。

4 - 3

### 第三代携帯電話

第三代携帯電話の国際標準には膨大な特許が関係している。総務省が総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会に提出した資料<sup>6)</sup>

には、第三代携帯電話を実現する二大技術である W - CDMA と cdma2000 について、必須特許宣言がそれぞれ 352 件と 235 件提出されているとの記述がある。ちなみに W - CDMA の場合、日本からの宣言は 117 件で、アメリカの 102 件、ヨーロッパの 68 件を超えているという。

このように膨大な特許のライセンスを取り扱うために、02年に 3G パテントプラットフォーム（以下 3G3P）が組織された。これもパテントプールの一種である。3G3P の中には W - CDMA や cdma2000 といった技術ごとにグループが生まれ、ライセンスが実施されるようになっている。しかし、この 3G3P には第三代携帯電話に関する最大の特許権者であるクアルコムが参加していない。このため 3G3P に対する評価は低い。

4 - 4

### パテントプールへの躊躇

パテントプールの実例は実は少ない。これはパテントプールの形成にコストがかかるためである。特許が必須かどうかの判断には第三者の立場に立つ専門家を必要とし、それを実施するには多額の経費を要する。期待ロイヤルティ収入に比べてコストがかかり過ぎると思われるときには、企業はパテントプールの形成を躊躇する。

## 5 独占禁止法との関係

公正取引委員会は 05年 6 月末に、「標準化活動とパテントプールに関するガイドライン」を発表

した。このような包括的なガイドラインは世界でも類がない、先進的なものである。このガイドライ

ンは「標準化活動は直ちに問題となるものではない」とした上で「標準化活動に参加し、自らが特許権

を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後にライセンスを合理的な理由なく拒絶することは独占禁止法上問題となる」の考え方が示されている。それゆえ「3. 標準化活動と知的財産権」で説明した取り扱い規定を守っている限り、独占禁止法上の問題には問われないと解釈できる。

また「パテントプールに含まれる特許が、規格の機能・効用を実現するために必須な特許のみの場

合は、特許間の競争が制限されるおそれはなく、問題とされない」という考え方が示されている。これは「4. パテントプール」で説明したアメリカ司法省と同様の判断である。

さらに「標準化活動の参加者が、規格に係る特許はパテントプールを通じてライセンスするよう事前に取り決めることは、対象が必須特許に限られ、ほかに自由な利用が妨げられないなどの場合には、通常は独占禁止法上問題とならない」という積極的な考え方が表明

されていることは興味深い。知的財産推進計画の最新2005年度版<sup>7)</sup>には「パテントプールの形成・運用には独占禁止法上の問題が発生する可能性があることから、これについての独占禁止法上の指針について2005年度中に取りまとめる」との公正取引委員会への指示が書かれているが、ガイドラインはこれに答えるものとなっている。なお、ガイドラインには九つの例示が付いて、利用者の理解に資する親切な構成になっている。

## 6 ライセンスへのインセンティブ

なぜ企業はライセンスするのか。それは「2. アンチコモنزの悲劇」で説明したようにライセンスしなければビジネスにならないからである。しかし、それだけではない。そこには、短期的には経済的利益への期待があり、長期的には市場動向を左右し、優位を継続するという戦略的な価値がある。

6 - 1

### ライセンスの短期的価値

#### (1)ロイヤルティ収入への期待

A、B、C三社の特許によって製品ができるとしよう。A社はB社とC社に自社特許をライセンスし、交換に両社からライセンスを受ける。三社間でロイヤルティを支払い合ったとしても、それは互いに相殺される。つまり、三社にとっては、他社の特許が無料で実施できたことになる。この様子を図表5に示す。

自社で特許を持てば、それと交換で他社特許が実施できる。図表5の場合には、一つの特許を差し出して、合計三つの特許を利用した勘定になる。これには、研究開発効率が三倍となったことに相当する、経済的な価値がある。

図表5 製品を販売するのに必要な実質的なロイヤルティ (模式図)

		受け取り側		
		A	B	C
支払い側	A	0%	0%	0%
	B	0%	0%	0%
	C	0%	0%	0%
	D等、特許を持たない多くの企業	1%	1%	1%

著者作成

これに対して、特許を持たないD社等は三社に1%ずつロイヤルティを支払っている。「一つのドライブにDVDとCDの両方をかけたい」というような市場からの要求は日常的なことだが、それに応えようとする、両方に対してロイヤルティの支払いが発生する。こうして原価は累積的に増加し、市場競争で不利になる。

D社等からのロイヤルティはA、B、C三社に配分される。この総額は想像以上に大きい。光ディスク装置の場合、2004年の世界市場規模は2億4,351万台と、電子情報技術産業協会から発表されている<sup>8)</sup>。これにはCDも含まれているが、仮に半分をDVDだと見なし、一台について3ドルのロイヤルティを徴収したとすれば、

その総額はおよそ400億円に達する。日本記録メディア工業会の発表によると、記録型DVDメディアの2005年市場規模は24億枚と予想されるという<sup>9)</sup>。これに45セント/枚をかけると、120億円になる。合計520億円がDVD6C参加企業に配分される。これらの企業は、一社平均50億円以上という収入を得られるのだ。

#### (2)特許侵害立証の容易性

特許侵害を立証するには、疑われた側は否定するので、証拠集めから法定費用までに莫大な経費がかかる。これに対してDVDの場合には、国際標準に準拠している製品を販売する各社は、特許の実施を否定できないので、ロイヤルティを支払うしかない。標準の実



施に必須の特許を持つ各社は侵害訴訟を最後まで戦うことなく、このように巨額の収入を手にする。これはきわめて効率的である。

6 - 2

## ライセンスの戦略的価値

### (1) 互換性・相互接続性とネットワークの外部性

MPEG2、DVD、第三代携帯電話に共通するのは、機器間あるいは機器とソフトの間の互換性・相互接続性が問われることである。無線 LAN やインターネットでも同様である。

機器やソフトが相互に接続され情報がやり取りされて、はじめてその技術に価値を見出すことができる。関連する機器・ソフトを一家が独占的に供給できない以上、他社と技術仕様を共通にしようと動かざるを得ない。それが情報通信、電機・電子といった分野で国際標準化活動が活発な根本的な理由である。

互換性が保証されて市場は拡大する。プレイヤーごとにかげられるソフトが違っていたら DVD の市場は成長しなかっただろう。無線 LAN には 802.11a/11b/11g と異なる規格が存在するが、購入時に消費者が選択する必要はない。

機器が異なる規格を自動的にサポートするので、無線 LAN の市場は拡大を続けている。

このように、機器やソフトの数が增多ることによって、利用者の利便が非線形に増加していく性質をネットワークの外部性という。特許を独占的に使用するかわり市場を小さく止めるか、ネットワークの外部性に基づく市場の拡大を求め他社に特許をライセンスするか、という選択に特許権者は直面する。そして、普通はライセンスの道が選択される。

### (2) 他社の研究開発意欲の抑制

「2. アンチコモنزの悲劇」で説明したように、市場で評価されている A 社の技術が特許で守られていれば、追従する B 社は A 社の特許を迂回しなければならぬ。しかし迂回のために研究開発した結果 A 社を上回る魅力的な製品ができれば、それで逆転することができる。A 社は、逆転のリスクをできる限り小さくし、長期的にリーダ企業の地位を維持しようという戦略を取らなければならない。

B 社の研究開発意欲を殺ぐ方法のひとつが特許のライセンスを約束することである。迂回開発の必要はないと B 社を安心させる。こ

のような企業関係を作り出した上で、A 社は常に新製品を先行して市場に投入し、その後で B 社に代替的な製品を出荷させる。これを続ければ、B 社は、A 社にとって「よき追従者」になる。

IBM、シスコ・システムズ、マイクロソフトといったアメリカ企業は、自社が保有する特許は非差別的に誰にでもライセンスすると、その意思を明らかにしている。マイクロソフトは、最近、多くの日本企業とクロスライセンス契約を締結し始めた。これはいずれも、他社をよき追従者にするための戦略と解釈できる。

わが国企業も同様の戦略を取っている。中国の DVD プレイヤーメーカーに対して、日本企業が主体の DVD6C と DVD3C は 02 年にライセンスを契約した。これを、中国メーカーを追従者にして利益を確保する仕組みとみなすこともできよう。

情報通信、電機・電子といった産業分野では製品の世代交代が早い。先行者は市場でブランドネームを確立するので、製品投入に出遅れた他社は成功がむずかしい。他社に特許をライセンスするという、利敵ともみえる行為によって、企業は先行者利益を享受する時間差を稼ぐことができるのである。

## 7 アウトサイダー問題への対応

製品が普及した後に、ロイヤルティの支払いを求めて、国際標準化活動に参加していなかった企業あるいは個人が特許侵害を訴える場合がある。これがアウトサイダー問題である。ただし、アウトサイダーは製造・販売の差し止めを最後まで求めるわけではない。「6. ライセンスへのインセンティブ」で説明した経済的な利益が、アウトサイダーにとってもインセンティブになるからだ。

国際標準化活動を推進している段階で関連特許をすべて調査できればよいのだが、特許が各国に分かれた制度である限り、実際には不可能と言わざるを得ない。このために、アウトサイダー問題は確率的に発生し続ける。どう対応するのが適切なのだろうか。

できる限り多くの参加者を国際標準化活動に集めることで、網からもれる特許を少なくするのが最大の対策である。

多数のフォーラム活動が並行的に行われており、かつ市場で競合する代替技術がそれぞれ別のフォーラムで国際標準化されているという状況では、フォーラムに多数の参加者を集めるのはむずかしい。このような状況を解消し多数を組織化していく政治的な能力が、市場をリードしている企業に要求される。MPEG 標準化の関係者にヒアリングしたところ「アウトサイダーが出現したときには、

アウトサイダーの特許を無効にできないか参加者の間で検討する」という積極的な対応を取っているとの説明を受けた。映像符号化のリーダ企業がMPEGに多く集まり、活動を継続しているからこそのことである。特許を多数集積しておけば、アウトサイダーの特許の価値は薄れ、交渉は有利になっていく。

多数が参加するフォーラムを組織化するには政治力が必要である。その分野の有力企業と世界的レベルでよくネゴシエーションを行い、自社技術の根幹に触れないところでは相手企業の技術を大胆に採用し、またDVDのような場合にはコンテンツ提供側の支持を獲得しておくといった事前交渉を進める必要がある。フォーラム組織化後も会合を招請したり議長を務めるといった努力が不可欠である。

アウトサイダーにも特許法に守られた権利がある。合理的な条件でのロイヤルティ要求を阻むのはむずかしい。公正取引委員会の

ガイドラインでは「標準化活動に参加していない事業者が当該活動により策定された規格について特許を有していた場合に、規格を採用する事業者に対して当該特許をライセンスすることを拒否したとしても通常は独占禁止法上問題となるものではない」と書かれている。拒否すら問題とならないのなら、対価請求を問題にはできないのだ。

通常、アウトサイダーは機器・ソフトの製造・販売（特許の自己実施）を行っていない。だからこそ目に触れにくく突然出現する。自己で実施するのであれば、そこからの利益とロイヤルティという二つの利益を得ることができる。アウトサイダーには後者の利益しかないので要求するロイヤルティ率が高い。産学間の共同研究では「学」は特許を実施しない。このような場合に、産学の共同特許を「産」の側が実施したときに「学」がロイヤルティの支払いを求める（これを「不実施補償」という）のは日常的なことである。これに

対して「産産」共同研究には不実施補償の概念がない。アウトサイダーが高いロイヤルティを要求するのも、これらとの類推からはおかしいことではない。

特許法には第93条に「公共の利益のための通常実施権の設定の裁定」という規定がある。しかし産業構造審議会の中に設置された特許戦略計画関連問題ワーキンググループが04年11月に出した「特許発明の円滑な使用に係る諸問題について」という報告<sup>10)</sup>でも、93条の要件は「国民の生命、財産の保全、公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合」と「当該特許発明の通常実施権の許諾をしないことにより当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合」となっている。情報通信、電機・電子といった分野で、ある標準が実施できないために国民の生命・安全が脅かされるという事態を想定することはむずかしい。アウトサイダーの権利は強制的には奪えないのだ。

## 8 提 言

情報通信、電機・電子といった産業分野では、特許をライセンス権として活用するという状況が生まれてきたということ、本稿で説明してきた。我が国は、知的財産推進本部の発足以来、知的財産を有効に活用する方法として、標準化活動やパテントプールに対する関心を高めてきている。これは知的財産立国を目指す我が国としては、正しい方向である。今後、次の二点に配慮して、行政は知的財産活用への取り組みを強化していくべきである。

### ①知的財産推進計画における活用の強調

知的財産推進計画は創造、保

護、活用それぞれの重要性を説くものだが、創造と保護に比べて活用に対する言及は少ない。本稿に説明したような活用の意義について、計画でいっそう強調すべきである。

### ②特許制度の改善

一つの標準に対して多くの特許が関係した結果パテントプールの形成が不可避になり、その調整交渉に手間取ったり、アウトサイダーが出現したりといった複雑な状況は標準の普及を妨げるので、標準化活動にとって好ましくない。特許制度が各国に分かれ、まちまちに審査・特許査定されるからこそ問題は複雑化しているのでは

ある。したがって、標準化を推進する立場で考えれば、世界的レベルで特許審査機関を統一し、また査定の基準を厳しくして安易に特許を認めない方向に、制度は改善されるべきであるということになる。これは長期的な政策課題であるが、今後、検討の価値がある。

行政が取り組みを強化しても、企業がそれに応えていかなければ意味がない。我が国企業には次のような取り組みが期待される。

### ①ライセンス権として特許の戦略的活用

自社が有力な特許を持っているのに、それを独占せずに他社の実



施も認める。それは利敵行為のように見えるが、戦略的な価値がある。我が国企業は特許をライセンスとして活用して市場をリードする方向に動き出すべきである。なお、そのために企業がいつそう特許の取得に努めるべきでことは自明であろう。

②政治的交渉としての  
国際標準化活動の活用

取引交渉のツールのひとつに国際標準化活動がある。しかし、国際標準化活動に単に参加しているだけでは不十分である。我が国企業は、仲間を増やし、また自社の技術と特許が標準の中に組み込まれるように積極的に働きかける必要がある。公正取引委員会のガイドライン原案には「一部の参加者が、規格の策定手続を不当に利用することにより、規格を自らにとって有利（又は特定の事業者にとって不利）な内容とする」のは問題との表現があった。しかし意見公募の過程で、事業者団体から「参加各社が自らの保有する技術が規格に採用しようと働きかけをすることは当然の行為である」との指摘があり、「自らにとって有利な内容とする」との表現は削除されている。

国際標準化活動は政治的交渉であって、技術の優劣を判断する場ではない。したがって、企業は交

渉力に富んだ社員を活動に参加させるべきである。また、交渉力を高めるような教育機会も欠かさすわけにはいかない<sup>11)</sup>。

③パテントプール組織化可能性の  
追求

パテントプールの形成には調整コストを要するため、過度にそれに期待するのは危険である。しかし、標準化活動の過程で参加者の中に「将来パテントプールを組織化する可能性がある」との共通理解が醸成されていけば、調整が容易になる可能性がある。我が国企業は、将来を見通した上で、必要な場合にはパテントプールの形成に向けて、他国の諸企業に積極的に働きかけていくべきである。

参考文献

- 1) 知的財産戦略本部、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」2003年7月
- 2) 山田肇、「技術経営：未来をイノベーションする」NTT出版（2005年4月）
- 3) 公正取引委員会、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」2005年6月
- 4) 特許庁、「平成16年度特許出願技術動向調査報告書 プラズマディスプレイパネルの構造と製造方法」2005年3月

- 5) ITU-T TSB Director's Ad Hoc IPR Group Website : <http://www.itu.int/ITU-T/othergroups/ipr-adhoc/index.html>
- 6) 総務省情報通信政策局通信規格課、「情報通信分野における研究開発・標準化・知的財産について」2003年4月
- 7) 知的財産戦略本部、「知的財産推進計画」2005年6月
- 8) 電子情報技術産業協会、「2004年情報端末関連機器の世界・日本市場規模および需要予測」2005年3月
- 9) 日本記録メディア工業会、「記録メディアビジネスを牽引する記録型DVD」2004年11月
- 10) 産業構造審議会・知的財産政策部会特許制度小委員会・特許戦略計画関連問題ワーキンググループ、「特許発明の円滑な使用に係る諸問題について」2004年11月
- 11) 黒川利明、「国際標準を担う人材育成について」『科学技術動向』2005年6月

執筆者



客員研究官  
山田 肇  
東洋大学経済学部

●  
慶應大学大学院工学研究科修士課程修了。同大学より工学博士号。マサチューセッツ工科大学より技術経営修士号。NTTにて研究直接業務を推進後、研究戦略立案などのマネジメント業務に従事。2001年より東洋大学経済学部教授。

■用語説明■

ANSI	American National Standards Institute
CDMA	Code Division Multiple Access
DVD	Digital Versatile Disc
IEC	International Electrotechnical Commission
IETF	Internet Engineering Task Force
ISO	International Organization for Standardization
ITU-T	International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sector
MPEG	Moving Picture Experts Group